

【別添】 撤廃された英国の放射性物質輸入規制の概要

ブレグジット時点（2021年1月）のEUの放射性物質輸入規制をそのまま採用

必要な証明	地域	品目
日付	47 都道府県	平成23年3月11日より前に生産、加工された食品及び飼料（下記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）
放射性物質検査	福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・一部の水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）を除く。） ・柿 ・一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ及びコシアブラ）
	山形県 山梨県 静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・コシアブラ
	茨城県 長野県 新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・コシアブラ
	群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・一部の山菜類（タラノキ属及びコシアブラ）
	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・きのこ類 ・一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ワラビ及びコシアブラ）
	47 都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料
	産地	47 都道府県

※規制対象となる水産物は、福島県においてはカツオ、マイワシ、サンマ等。